

大阪市従業員労働組合との交渉議事録

技能職員等の早期退職特例制度の継続について

環境施設組合総務課長以下、大阪市従業員労働組合書記長以下との本交渉

日時 平成29年1月25日(水)午後3時

場所 環境施設組合 会議室B

(環境施設組合)

ただいまより、技能職員等の早期退職特例制度の継続について提案させていただく。本環境施設組合では、本組合職員の勤務労働条件については大阪市に準じた取扱いを行ってきているところであるが、今般大阪市において、技能職員等の早期退職特例制度の継続について実施されることとなった。については、本環境施設組合においても当該特例制度について、次のとおり実施したい。

1 実施内容

現行の技能職員等の早期退職特例制度を継続する。

2 実施期間

平成29年度の1カ年とする。

提案内容については以上である。

(組合)

ただ今、課長の方より、環境施設組合に働く、市従組合員に対しても、大阪市と同様の内容として、早期退職特例制度について再度1年間継続することが示された。この内容については、1月12日に市労連と大阪市の間で決着しており、その際、市労連は、早期退職の対象が40歳からとなっていることから、各所属では中心的な存在であり現場段階でも混乱を来す可能性もあり、市民サービスへの影響も危惧されることから、慎重に検討すべきと指摘してきた。

この間、繰り返し指摘してきたが、環境施設組合においても市従組合員は、新規採用の凍結などにより厳しい状況下で業務を遂行している。その上で、申し上げるが、現場で中核的な役割を担っている40歳台から対象となっていること、多数の早期退職者が出た時の対応や、工場運営についての考え方を示されたい。

(環境施設組合)

技能職員等の早期退職特例制度については、平成27年度から大阪市と同様の制度として実施しているところである。

ご指摘の早期退職者が多数出た場合などの今後の工場運営については、その都度労働組合と労使協議するなどして対応してまいりたい。また、それに伴い勤務労働条件を変更する必要がある際には、労使合意を基本に真摯に交渉・協議を進めてまいりたい。

(組合)

市労連と大阪市の交渉において、他都市と比較して、大阪市の技能職員の職員数が多いことが明らかにされ、現行と同じ加算率で1年間の延長という内容が示された。市労連は、人員マネジメントを根拠として、本制度を退職勧奨という形で利用することはあってはならず、今後も再延長ということにもなりかねないので、そのようなことのないように改めて求めてきたところである。

また、環境施設組合に働く組合員はグループやチームで業務を遂行しており、先ほども指摘したが、40歳台や50歳台の職員は業務の中心的な役割を担っている。市労連と大阪市の交渉において市労連は、この時期になると次年度のシフトや、さらには要員の課題にも影響を及ぼしかねないとして、早く提案すべきとの指摘をおこなってきた。大阪市では、すでに職員周知もされており、環境施設組合が大阪市内に準じた取り扱いを行っているということ、さらに、職場混乱を来たさないためにも、こうした提案は、大阪市内に遅れることなく速やかに行うべきである。

最後に、大阪市と同様、今年度末で早期退職予定職員の申請は終了しているが、仮に今回提案の延長をすとなれば撤回は可能なのか。事務的な手続きや職員周知等についても示していただきたい。

(環境施設組合)

まず、退職勧奨と再延長についてであるが、本制度については、退職勧奨といった意図はなく、あくまで職員自身の意思で申し込みを行うものであり、職員にとって不利益な制度ではないと考えている。また、同じ形での再延長は、大阪市内におい

ては現時点では考えていないとのことであったので、環境施設組合としても同様に考えているところである。

次に、提案時期についてであるが、私どもとしても、大阪市において昨年12月段階で労働組合に提案、本年1月上旬に決着したスケジュールから、できる限り対応したところであるが、今後も大阪市の動向を注視しながらできる限りの対応を行ってまいりたいと考えている。

最後に、撤回についてであるが、平成28年12月に既に「退職願」の提出を行った対象者については、個別に周知を行い、平成29年2月28日(火)までであれば撤回は可能としたいと考えている。

(労働組合)

いずれにしても、次年度以降も同じような延長となると特例とは言い難く、今回限りの延長ということで一定の判断を行うが、環境施設組合として、丁寧な取り扱いを求めて、本提案を了解することとする。